

# 栄町議会議長交際費の支出及び公開に関する基準

制定 平成27年 2月 2日

改正 平成30年 11月 28日

(趣旨)

第1条 この基準は、議長交際費の適正な支出を確保するため、議長交際費の支出等及び公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 議長交際費とは、栄町議会議長（以下「議長」という。）が栄町議会を代表し、活動をするために要するものであって、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(責務)

第3条 議長交際費の支出に当たっては、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内であり、かつ、支出が必要最低限の金額になるように常に努めなければならない。

(支出項目、支出金額等)

第4条 議長交際費の支出項目、支出金額等については、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する支出項目、支出金額等については、前条の規定を考慮し、適宜見直しを行うものとする。

(公開)

第5条 議長交際費は、次に掲げる事項について公開するものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定による公開は、当該月の支出について、翌月10日までに栄町議会ホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、10日が休日のときは、その翌日とする。

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、議長が特に必要と認めるものについては、議長交際費を支出できるものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月28日）

この基準は、平成30年11月28日から施行する。

別表 1

支出項目	区分	支出対象者等	支出金額	備考
儀礼的経費	弔慰	別表2のとおり		
	慶祝	①各種団体等の落成式・記念式典	10,000円以内	
		②総会・祝賀会・懇談会・行事等のお祝い	会費相当額若しくは	
		③町政推進に関する各種団体の大会等	10,000円以内	
見舞	①病氣見舞 ②災害見舞（火事・自然災害等）	10,000円以内	①病氣見舞については、別表2現職に掲げる支出対象者のうち①、②及び⑥～⑨を対象とし、入院加療7日以上又は自宅療養1ヶ月以上の場合に限り支出	
社会的経費	激励	スポーツや文化活動等で全国大会等に参加する個人・団体	10,000円以内	
	接遇	各市町村への訪問及び交流の際の土産品・茶菓等	10,000円以内	
	会費	①各種団体・会議等懇親会で飲食を伴うもの ②各種行事反省会等飲食を伴うもの	会費相当額若しくは 10,000円以内	
	協賛	各種団体等の活動趣旨に対する協賛	10,000円以内	
その他		来客を応接するための飲食等、特に議長が必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる範囲内	

別表 2

区分	支出対象者		本 人		親族の者（配偶者及び血族 （同居の姻族を含む。）であつて、1親等の者をいう。）	
			弔慰金の額	供 物	弔慰金の額	供 物
香典等	現職	①地元選出の国会議員	10,000円	生花等	10,000円	
		②地元選出の県議会議員	10,000円	生花等	10,000円	
		③栄町議会議員	30,000円	生花等	10,000円	生花等
		④栄町長	30,000円	生花等	10,000円	
		⑤栄町副町長及び栄町教育委員会 教育長	20,000円	生花等	10,000円	
		⑥近隣市町の議長	10,000円	生花等	10,000円	
		⑦近隣市町の長	10,000円			
		⑧栄町の小・中学校長	10,000円	生花等		
		⑨栄町の行政委員会の長等	10,000円	生花等	5,000円	
		⑩栄町職員（7級以上）	10,000円		5,000円	
	元職	①地元選出の国会議員	10,000円			
		②地元選出の県議会議員	10,000円			
		③栄町議会議員	10,000円			
		④栄町長、栄町副町長及び栄町教 育委員会教育長	10,000円			
上記の他、特に議長が必要と認めた者		相当額				